

「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに
「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」委託仕様書

1 目的

(1) 特定保健指導等業務

栗東市国民健康保険被保険者が、自らの健康状態を自覚し、健康のために行動変容をする必要性を認識することにより、自ら目標及び生活習慣の改善すべき行動を設定し、生活習慣改善への自主的な取り組みが実践できるよう支援することで、生活習慣病の早期予防（メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少）ができることを目的とし、高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 161 号）第 7 条、第 8 条、及び令和 5 年厚生労働省告示第 145 号に定めるところによる動機付け支援及び積極的支援を行う。また、より多くの被保険者が特定保健指導を利用できるよう利用勧奨を併せて行う。

(2) 受診勧奨等業務

特定健康診査受診後異常を放置している者が、自らの健康状態を自覚し、適切に医療機関を受診することにより、重篤な合併症（心筋梗塞・脳血管疾患・糖尿病合併症）の発症や生活の質の低下を防ぐことを目的とし、栗東市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいて医療機関への受診が必要な者に対して受診勧奨を行う。

2 業務名

「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」

3 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日

4 予算額（見積限度額）

「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務委託」 3, 439, 700 円

（消費税及び地方消費税を含む）

「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」 3, 159, 200 円

（消費税及び地方消費税を含む）

5 受託事業者

下記の条件を満たす者であること。

- ・特定保健指導の外部委託に関する基準（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）
- ・食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成 20 年厚生労働省告示第 10 号により定める者）

6 履行場所

栗東市総合福祉保健センター及び受託事業者の指定場所

7 対象者

(1) 特定保健指導等業務

ア 電話による利用勧奨

栗東市国民健康保険特定健康診査の階層化により、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）の対象と判定され、市からの文書通知を行った者のうち、通知に対して返答がない者及び「利用を検討中」又は「利用しない」と返答があった者。

《令和 9 年度利用見込み》

128 人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

イ 特定保健指導

栗東市国民健康保険特定健康診査の階層化により、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）の対象と判定され、特定保健指導を希望する者。ただし、下記に該当する者は除く。

(ア) 保健指導開始前及び実施期間中に他の健康保険に加入した者。

(イ) 保健指導開始前に血圧・血糖・脂質のいずれかの薬を使用し、受療を開始している者。

理由：特定保健指導開始前に（イ）の服薬を開始した場合は、医師の指示の下で改善あるいは重症化の予防に向けた取組みが進められており、引き続きその医学的管理下で指導がなされればよく、別途重複して指導を行う必要性が薄いため除外するものである。

※ただし、健診受診後に服薬を開始した者で、医師が利用してよいと判断した場合や対象者本人が希望した場合には、特定保健指導を実施する。

《令和 9 年度利用見込み》

- ・ 初回面談（対面＋ICT） 25 人＋5 人
 - ・ うち動機付け支援（対面＋ICT） 20 人＋4 人
 - ・ うち積極的支援（対面＋ICT） 5 人＋1 人
- ・ 継続支援（対面＋ICT） 25 人＋5 人
- ・ 最終評価（対面＋ICT） 25 人＋5 人
- ・ 途中終了（連絡が取れなくなり終了） 0 人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

(2) 受診勧奨等業務

ア 文書通知

特定健康診査の結果により、以下の①から⑤に示す基準で 5 段階に分類し、対象者を設定する。

① 軽症者（早期に生活習慣の改善が必要な者）《HbA1c（NGSP 値）6.0%以上 6.5%未満》

以下のいずれかに該当する者かつ 3 疾患（高血圧・高血糖・脂質異常）とも服薬がない者。

- ・ 血圧：収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上
- ・ 血糖：空腹時血糖 110mg/dl 以上又は HbA1c（NGSP 値）6.0%以上 6.5%未満
- ・ 脂質：中性脂肪 300mg/dl 以上（空腹時・随時問わず）又は LDL コレステロール 140mg/dl 以上
- ・ 尿酸：血清尿酸値 8.0mg/dl 以上

② 軽症者（早期に生活習慣の改善が必要な者）《HbA1c（NGSP 値）6.5%以上》

以下のいずれかに該当する者かつ 3 疾患（高血圧・高血糖・脂質異常）とも服薬がない者。

- ・ 血圧：収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上
- ・ 血糖：HbA1c（NGSP 値）6.5%以上

- ・脂質：中性脂肪 300mg/dl 以上（空腹時・随時問わず）又は LDL コレステロール 140mg/dl 以上
- ・尿酸：血清尿酸値 8.0mg/dl 以上

③ 重症者（すぐに医療機関受診が必要な者）

以下のいずれかに該当する者かつ 3 疾患（高血圧・高血糖・脂質異常）とも服薬がない者。

- ・血圧：収縮期 160mmHg 以上又は拡張期 100mmHg 以上
- ・血糖：空腹時血糖 126mg/dl 以上又は HbA1c7.0%以上
- ・脂質：中性脂肪 500mg/dl 以上（空腹時・随時問わず）又は LDL コレステロール 180mg/dl 以上
- ・尿酸：血清尿酸値 9.0mg/dl 以上
- ・腎機能：eGFR45 未満（70 歳以上 40 未満）又は尿蛋白（2+）以上又は尿蛋白（+）かつ尿潜血（+）以上

④ 糖尿病性腎症重症化予防該当者（高血糖かつ腎機能所見がある者）《服薬なし》

以下のいずれかに該当する者かつ 3 疾患（高血圧・高血糖・脂質異常）とも服薬がない者。

- ・空腹時血糖 126mg/dl 以上又は HbA1c（NGSP 値）6.5%以上かつ eGFR50 未満（70 歳以上 40 未満）又は尿蛋白（+）以上

⑤ 糖尿病性腎症重症化予防該当者（高血糖かつ腎機能所見がある者）《服薬あり》

以下のいずれかに該当する者かつ 3 疾患（高血圧・高血糖・脂質異常）いずれかにおいて服薬がある者。

- ・空腹時血糖 126mg/dl 以上又は HbA1c（NGSP 値）6.5%以上、かつ eGFR50 未満（70 歳以上 40 未満）又は尿蛋白（+）以上

※ただし、対象者が①から⑤をまたいで該当する場合、判定優先度は④⑤>③>①②とする。

《令和 9 年度見込み》

774 人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

イ 電話による受診状況確認及び受診勧奨（電話勧奨）

上述ア③④及び下述（3）のうち、受診状況確認アンケートに対する返答がなかった者及び「医療機関を受診していない」と返答した者。

《令和 9 年度見込み》

96 人

- ・うち接触できた者 55 人
- ・うち不在者 41 人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

ウ 2 回目電話による受診状況確認及び再受診勧奨（電話勧奨）

上述イの対象者で電話による受診勧奨を実施した者のうち「医療機関を受診していない」と返答した者。

《令和 9 年度見込み》

26 人

- ・うち接触できた者 22 人
- ・うち不在者 4 人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

（3） 特定保健指導等業務かつ受診勧奨等業務対象者と判定された者

栗東市国民健康保険特定健康診査の階層化により、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）の対象と判定された者のうち、以下に示す基準に該当する者については受診勧奨等業務を並行して実施する。文書通知は市で行う。なお、以下に示す基準に該当しない者については、受診勧奨等業務対象者であっても特定保健指導等業務のみ実施する。

以下のいずれかに該当する者かつ3疾患（高血圧・高血糖・脂質異常）とも服薬がない者。

- ・血圧：収縮期 160mmHg 以上又は拡張期 100mmHg 以上
- ・血糖：空腹時血糖 126mg/dl 以上又は HbA1c7.0%以上
- ・脂質：中性脂肪 500mg/dl 以上（空腹時・随時問わず）又は LDL コレステロール 180mg/dl 以上
- ・尿酸：血清尿酸値 9.0mg/dl 以上
- ・腎機能：eGFR45 未満（70 歳以上 40 未満）又は尿蛋白（2+）以上又は尿蛋白（+）かつ尿潜血（+）以上

8 業務内容

（１） 特定保健指導等業務

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」（令和5年厚生労働省告示第145号）を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」及び、令和5年3月31日付、健発0331第5号・保発0331第7号厚生労働省健康局長・保険局長通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」並びに栗東市の指示する内容に準ずる。

ア 事前準備

（ア）打ち合わせ

事業全般の企画や年間スケジュール等について、事業を実施する者（受託事業者のスタッフ、市のスタッフ）が円滑に業務遂行できるよう、事前に市と打ち合わせを行う。

（イ）保健指導プログラムの作成

受託事業者は、対象者が利用したいと思えるような栄養面、運動面を含めた総合的なプログラムを作成する。

（ウ）特定保健指導で使用する指導教材の作成

指導教材の選定は事前に市と調整する。

（エ）特定保健指導対象者への案内の作成

受託事業者が実施する特定保健指導についての案内を作成し、紙媒体で市に納品する。内容は事前に市と調整する。発送は市で行う。

イ 電話による利用勧奨

市は上述「7 対象者（1）ア」の対象者リストを作成し、電子媒体で受託事業者へ送付する。受託事業者は対象者リストをもとに、特定保健指導利用勧奨を実施する。利用勧奨は電話で行い、市から委託を受けて業務を行っていることを伝え、対象者に不安や不信感を抱かせないように配慮する。対象者の参加意欲が向上するよう工夫し、対象者が事業者委託以外の医療機関や市が実施するプログラムを希望した場合には、後日改めて市から案内があることを伝える。利用勧奨は、原則対象者本人にのみ行う。対象者が不在の場合や、留守番電話につながった場合は、日にちや時間帯を変更して3回以上連絡をとる。ただし、平日に1回実施し不在等の場合、2回目及び3回目は夜間や土曜日又は日曜日

又は国民の祝日に行う等工夫し、参加率向上に努めること。

ウ 特定保健指導

(ア) 支援形態

利用者に対して事前に質問票を送付する等し、初回面接時までにアセスメントを行う。質問票を作成する場合は、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和 6 度版】」（令和 6 年 4 月厚生労働省健康・生活衛生局）に準ずるものとし、対象者の生活状況が的確に把握でき、かつ回答しやすいものとする。内容は市と調整する。初回面接は、対面での面接または ICT を活用した遠隔面接とし、利用者が希望する方法を選択できるようにする。対面での面接は栗東市総合福祉保健センターで行う。会場は市で確保する。初回面接時には生活習慣病は長年の生活習慣に起因すること、自覚症状がないまま進行すること、疾患の発症予測が可能なことを踏まえ、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、実行可能な行動目標を対象者が自己決定できるよう支援する。

(イ) 支援スタッフ

保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者（高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条第 1 項）が指導に当たるものとする。特定保健指導従事者育成研修もしくはそれに準じた研修を修了した者とする。ただし、保健指導に関する一定の実務経験を有すると認められる看護師を受託業務に従事させる場合には、1 年以上実務を経験したことを証明する文書（実務経験証明書）を市へ提出すること。

(ウ) 評価方法

初回面接から 3～6 か月後に「体重」「腹囲」「生活習慣に関する行動変容の状況」「行動目標の達成度」について実績評価を行う。電話や文書で体重及び腹囲の測定値を把握し、評価結果は本人へ提供する。実績評価の際に利用者が電話や通信による複数回の督促に応じず評価ができない場合には、督促の実施記録を提出することで終了とみなす。

(エ) 脱落等による途中終了

積極的支援の利用者について、特定保健指導実施中に利用者の都合により継続支援が実施できなくなった場合（電話や通信による複数回の督促に応じない場合等）、連絡開始後 2 週間を経過した時点で、利用者へ「2 週間以内に連絡がなければ終了する旨」を文書通知する。文書通知後 2 週間を経過しても利用者からの連絡がない場合は、市に脱落、終了が確定した旨を通知し、終了時請求を行う。実績評価において、利用者が電話や通信等による複数回の督促に応じず評価が実施できない場合は、その督促の実施記録を提出することで終了とする。特定保健指導開始後に服薬を開始した場合は、保健指導を継続する。利用者と相談の上特定保健指導の継続を希望しない場合は、その経緯の記録を提出することで終了とする。実施期間中に他の健康保険に加入した場合は、利用停止となる。そのため、市の委託としてその後の実績評価は実施できない。

(オ) 会場設営・撤去

面接で使用する物品の準備・持参・管理は受託事業者側で行う。

エ 資格確認

国民健康保険被保険者を対象とする事業であり、実施期間中に対象者が他の健康保険に加入した場合は申し出るよう伝える。また、利用勧奨時、面接の日程を決定する時、面接時、電話支援時等には国民健康保険の資格があるかを毎回確認する。

オ 相談窓口の設置

特定保健指導に関して、利用者が電話やメール等で相談できる窓口を受託事業者側で開設する。

カ 脱落防止対策

対象者が参加しやすくかつ継続しやすいプログラムの工夫をする。継続支援の過程で個別面接を欠席した者に対しては、日程変更や支援方法を変更する等柔軟な対応をする。脱落の可能性がある利用者に対しては、適切な助言を行い、電話・通信等による支援に変更する等柔軟な対応を行う。

(2) 受診勧奨等業務

業務内容は、栗東市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の内容を踏まえたものとする。

ア 事前準備

(ア) 打ち合わせ

事業全般の企画や年間スケジュール等について、事業を実施する者（受託事業者のスタッフ、市のスタッフ）が円滑に業務遂行できるよう、事前に市と打ち合わせを行う。

(イ) 対象者への受診勧奨通知文書の作成

受託事業者は、受診勧奨通知文書を上述「7 対象者（2）ア」の分類毎に 5 種作成する。通知文書には対象者の氏名や住所を差込の上、印刷する。対象者が医療機関への受診の必要性を理解できるよう工夫する。市より委託を受けて業務を行っていること、受診状況確認アンケートに返答がない者へは受託事業者から電話による受診状況確認及び受診勧奨を行うこと等を明記する。

(ウ) 健診結果経年表、リーフレット等の選定

健診結果経年表は受託事業者で作成する。受診勧奨で使用する対象者への送付物の選定は、事前に市と調整する。

イ 文書通知（通知勧奨業務）

市は対象者を抽出し、対象者リスト一覧を作成し、電子媒体で受託事業者へ送付する。受託事業者は対象者リストをもとに、受診勧奨通知文書および健診結果経年表を作成し、リーフレット等とともに、市が準備する封筒に封入、封緘を行い対象者に発送する。送付物は【仕様書別紙】の通りとする。

ウ 電話による受診状況確認及び受診勧奨（電話勧奨業務）

電話による受診状況確認及び受診勧奨を一定の保健指導の実務経験のある者（保健師又は管理栄養士又は看護師の資格を有する者）が実施する。健診結果より医療機関への受診が必要であることを説明の上で受診状況の確認を行う。市から委託を受けて業務を行っていることを伝え、対象者に不安や不信感を抱かせないように配慮する。市は対象者を抽出し、対象者リスト一覧を作成し、電子媒体で受託事業者へ送付する。受託事業者は対象者リストをもとに電話による受診状況の確認を行う。医療機関未受診の者へは、健診結果と疾病発症との関係を説明の上受診を促し、加えて生活習慣の改善を促す。個別面接を希望する者へは、市が実施する健康相談を案内する。既に医療機関を受診済み又は健診結果を受け取る際に異常項目について医師より指導を受けている場合には、医師からの指導内容や検査結果、生活習慣を聞き取り、課題を想定して生活習慣の改善を働きかける。個別面接を希望する者へは、市が実施する健康相談を案内する。受診勧奨は、原則対象者本人にのみ行う。対象者が不在の場合や、留守番電話につながった場合は、日にちや時間帯を変更して 3 回以上連絡をとる。ただし、平日に 1 回実施し不在等の場合、2 回目及び 3 回目は夜間や土曜日又は日曜日又は国民の祝日に利用勧奨を行う等工夫し、受診率向上に努めること。

エ 2 回目電話による受診状況確認及び再受診勧奨（電話勧奨業務）

上述ウの電話による受診状況確認及び受診勧奨を実施し「未受診」と返答した者について、約 3 か

月後に電話による２回目の受診状況確認および再受診勧奨を一定の保健指導の実務経験のある者（保健師又は管理栄養士又は看護師の資格を有する者）が実施する。市から委託を受けて業務を行っていることを伝え、対象者に不安や不信感を抱かせないよう配慮する。受託事業者は対象者へ電話による受診状況確認を行う。医療機関未受診の者へは再受診勧奨を実施する。受診勧奨は、原則対象者本人にのみ行う。対象者が不在の場合や、留守番電話につながった場合は、日にちや時間帯を変更して３回以上連絡をとる。ただし、平日に１回実施し不在等の場合、２回目及び３回目は夜間や土曜日又は日曜日又は国民の祝日に利用勧奨を行う等工夫し、受診率向上に努めること。

９ 委託料の請求及び支払い条件

（１）特定保健指導等業務

ア 電話による利用勧奨

対象者へ架電実施後、架電件数に応じて翌月に請求する。

イ 特定保健指導

対象者への各支援実施後、翌月に請求する。

ウ 特定保健指導継続支援実施中の途中終了

電話や通信による複数回の督促に応じない場合、支援終了の通知文書を送付し、利用者からの連絡がないことを確認後、翌月に請求する。

※対象者の記録用紙及び、教材費、通信費、事務用品費、備品費等については委託料に含める。

※架電件数は、対象者リストとして受領した件数とする。

（２）受診勧奨等業務

ア 受診勧奨通知文書及び健診結果経年表の作成業務

作成後、翌月に請求する。

イ 通知発送業務

対象者へ通知発送後、翌月に請求する。

ウ 電話勧奨業務

対象者へ電話勧奨実施後、架電件数に応じて翌月に請求する。

※対象者の記録用紙及び、教材費、通信費、事務用品費、備品費等については委託料に含める。

※架電件数は、対象者リストとして受領した件数とする。

１０ 実績報告

（１）特定保健指導等業務

ア 電話による利用勧奨

勧奨日時、勧奨内容、対象者の主訴等を記録し、月毎にまとめて紙媒体又は電子媒体で市に報告する。報告様式は市と調整すること。ただし、特別な対応が必要と判断された者については速やかに市に報告し、対応を協議すること。

イ 特定保健指導

詳細な面接記録、連絡記録は、実施した翌月に紙媒体又は電子媒体で市に報告する。報告様式は市と調整すること。ただし、特別な対応が必要と判断された者については速やかに市に報告し、対応を協議すること。法定報告に必要なデータを、報告可能な形式・内容にて、下記の時期に電子媒体で市に納品する。

- ・ 令和 10 年 3 月 31 日までに実施した者のデータは令和 10 年 4 月 30 日まで
- ・ 令和 10 年 9 月 30 日までに実施した者のデータは当該年度の法定報告に間に合うように令和 10 年 9 月 30 日まで

(2) 受診勧奨等業務

ア 通知発送業務

通知発送を行った者のリストを、月毎にまとめて紙媒体又は電子媒体で市に報告する。報告様式は市と調整すること。ただし、特別な対応が必要と判断された者については速やかに市に報告し、対応を協議すること。

イ 電話勧奨業務

勧奨日時、勧奨内容、対象者の主訴等を記録し、月毎にまとめて紙媒体又は電子媒体で市に報告する。報告様式は市と調整すること。ただし、特別な対応が必要と判断された者については速やかに市に報告し、対応を協議すること。

1 1 利用者の自己負担

すべてに自己負担はないものとする。

1 2 成果物等

(1) 特定保健指導等業務

当該業務委託に係る成果物として、対象者全員（受託事業者事業実施分）の実績評価終了後、事業全体の評価（利用率・継続率・改善率・腹囲や体重の変化等）に加え、受託事業者が実施する事業全般における栗東市の傾向（経年変化、同規模市町との比較等）をまとめて紙媒体又は電子媒体で市に納品する。

(2) 受診勧奨等業務

当該業務委託に係る成果物として、対象者全員（受託事業者事業実施分）の受診勧奨業務終了後、事業全体の評価（対象者の内訳、医療機関受診状況、健診時の受診勧奨有無、未受診理由、生活習慣改善状況等）に加え、受託事業者が実施する事業全般における栗東市の傾向（経年変化、同規模市町との比較）をまとめて紙媒体又は電子媒体で市に納品する。

1 3 苦情対応

対象者からの苦情や要望等に速やかに対応するための窓口を受託事業者側で開設し、対象者に案内する。また、必要に応じて市に報告すること。

1 4 事故対応

事故等の責任及び損害賠償等は受託事業者に帰属する。事業の実施にあたり、安全管理に十分な注意を図ること。万一、事故等が発生した場合には、適切な処置を講じるとともに、速やかに市へ報告すること。

1 5 個人情報の保護

受託事業者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 6 再委託等の禁止

市が委託する業務の全部又は一部を第三者に委託及び譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

1 7 その他

この仕様書に定めのない事項等については、受託事業者は市と協議の上、実施する。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者等への監督及び教育）

第3条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（収集の制限）

第4条 受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第6条 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者が本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件業務を効率的に処理するため、受注者の管理下において使用する場合はこの限りでない。

（再委託の禁止等）

第9条 受注者は、本件業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者が書面により

承諾した場合を除き、その取扱いを再委託先（再委託先が受注者の子会社である場合を含む。）に委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、発注者の承諾に基づき本件業務の全部又は一部を再委託先に委託する場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。

（資料等の返還等）

第10条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記載又は記録された資料等をこの契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

（従事者等の明確化）

第11条 受注者は、従事者等を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第12条 受注者は、本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

（報告義務）

第13条 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第14条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を発注者に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（調査等）

第15条 発注者は、受注者が本件業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

（指示）

第16条 発注者は、受注者が本件業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第17条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除をすることができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受注者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の業務従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、本件業務に関する個人情報の漏えい、不正利用その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた損害を賠償しなければならない。